

公益財団法人 水俣・芦北地域振興財団業務方法書 (地域振興事業関係)

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団（以下「財団」という。）が定款第3条に規定する目的を達成するために行う業務のうち、地域の再生・振興に関する事業について、定款に定めるもののほか必要な事項を定め、財団業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 財団は、その設立の趣旨を踏まえ、その実施する事業の公益的重要性に鑑み、熊本県及び関係市町等との緊密な連携のもとに、その業務を適正かつ効果的に運営するものとする。

2 財団業務の運営に当っては、関係市町等の自発性を尊重し、事業の自主的な企画・調整・実施が円滑になされるよう務めるとともに、事業の実施を通して広域的な連携が図られるよう配慮する。

3 財団は、財団事業の活用について県、関係市町等と連携し積極的な普及啓発に努めるものとする。

(助成等)

第3条 財団は、予算の範囲内において、定款第4条第1号、第2号及び第8号に規定する事業を行う者に対して、その事業に要する費用に助成金を交付することができる。

(助成対象者)

第4条 この財団による助成金の交付を受けることができる者は、熊本県内において、水俣病の発生によって経済的・社会的に深刻な影響を受けた地域の地方公共団体、民間の団体（この業務方法書において「関係市町等」という。）並びに個人で次の各号に掲げるものを原則とする。ただし、財団理事会において適当と認められたときは、この限りではない。

- (1) 地方公共団体は、水俣市、芦北町、津奈木町及び水俣・芦北地域の広域行政機構とする。
- (2) 民間の団体は、法人格の有無を問わないが、前号に規定する市町に事務所を置き、団体としての組織及び責任所在が明確であるものとする。
- (3) 前1号に規定する市町に事務所を置かない団体については、同じく法人格の有無は問わないが、団体としての責任の所在が明確であって、以下の要件に該当する場合に対象とする。
 - ① 事業を前1号に規定する市町で行う団体
 - ② 事業について、水俣・芦北地域の振興に資すると認めたうえで前1号に規定するいずれかの市町の賛同を得ている団体
 - ③ 助成該当年度以降も継続して事業を行おうとする団体
- (4) 以下の要件に該当する15歳から29歳までの個人及び、15歳から29歳までの個人を主な構成員とする団体。ただし、年齢に関しては助成該

当年度の4月1日時点とし、対象事業は別表1に規定する若年層支援事業に限る。

- ① 第1号に規定する市町に居住する個人
- ② 第1号に規定する市町に住民票を置かない個人については、以下の要件にすべて該当する場合に対象とする。
 - (ア) 第1号に規定する市町で行う個人
 - (イ) 「事業について、水俣・芦北地域の振興に資すると認めたうえで第1号に規定するいずれかの市町の賛同を得ている個人
 - (ウ) 助成該当年度以降も継続して事業を行おうとする個人

2 前項第2号から第4号にて規定する民間の団体については、以下の要件に該当するものとする。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (3) 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

（助成対象事業）

第5条 前3条により、この財団が助成対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、原則として別表1のとおりとする。

2 前項に掲げる助成対象事業は、次の各号の要件全てに該当するものでなければならない。

- (1) 事業内容が法令等に違反しないこと。
- (2) 事業費の財源に国、県からの補助金等を含むものでないこと。ただし、若年層支援事業において学生が主体である団体が助成対象者の場合は、この限りではない。
- (3) 政治活動、宗教活動、その他財団理事会が不適當と認めたものでないこと。
- (4) 当該助成後、自己努力による活動の継続を前提としていること。
- (5) 第七次水俣・芦北地域振興計画基本構想編の趣旨に沿った事業であること。
- (6) 関係市町等が行う事業については、原則として新規事業または新たな事業展開を行う事業とし、従前からの継続事業については当該事業のグレードアップに要する費用であること。
- (7) 対象事業に着手しておらず、年度内に完了するものであること。
- (8) 他の団体や個人に補助、助成、交付等を行う事業ではないこと。
- (9) 同一事業について、当財団の助成を受けたことがないこと。
- (10) 若年層支援事業の助成対象者が個人または学生を主体とする団体の場合は、水俣・芦北地域の企業・事業者と連携する事業であること。なお、企業・事業者は業務方法書第4条1項の1号に規定する市町に事業所を置くものに限る。

(11) 若年層支援事業の助成対象者が学生を主体とする団体の場合は、所属する学校の教師等または連携企業・事業者の者を代表者とする。

(12) 前第5号から第11号に該当しない場合であっても、財団理事会において適当と認められたときは、この限りではない。

3 財団が単年度に助成できる助成額（以下「助成枠」という。）は別表2-1のとおりとする。

4 財団が単年度に助成対象者一団体につき助成できる件数（以下「助成件数」という。）及び助成対象事業一件につき助成できる限度額（以下「助成限度額」という。）は別表2-2のとおりとする。

（申請手続）

第6条 関係市町等が前条の規定に基づき、助成を受けようとするときは、別に定める「公益財団法人水俣・芦北地域振興財団助成金交付要領」に基づき、助成申請書類を財団理事長に提出しなければならない。

（調査等）

第7条 定款第43条第1項第1号で規定する「地域振興事業審査委員会」は、同条第3項で規定する内容について審査等及び必要とする現地調査を行うものとする。

（助成の決定）

第8条 財団理事会は、前条の調査等に基づき、助成の対象、事業内容、助成金要領等について審議を行い、定款第40条の規定により助成を決定する。

2 財団理事長は、前項の決定を行った場合には、すみやかに助成の申請者にその旨通知するものとする。

3 財団理事長は助成の決定に当たって、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（雑則）

第9条 この業務方法書に定めるもののほか、業務方法書の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。この業務方法書の改正又は廃止については、定款第10条第1項の規定を準用する。

附則

この業務方法書は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この業務方法書は、平成26年10月7日から施行する。

この業務方法書は、令和2年5月29日から施行する。

この業務方法書は、令和3年（2021年）12月2日から施行する。

別表 1

事業名	助成対象事業
1 地域の産業の振興に関する事業 (定款第4条第1号)	・ 地場産品等を活用した新製品の開発等、地域の産業振興にかかる調査・研究事業 ・ 物産フェア、観光フェア等、地域産業の普及啓発や活性化を目的とする活動 ・ 地域の産業の振興に資すると認められる簡易な施設整備及び備品整備事業 ・ 地域の産業の振興に資する事業で、今後ビジネスモデルになると認められる事業 ・ その他地域の産業の振興に関する事業又は活動で特に必要と認められるもの
2 地域住民等の自主的な地域づくりに関する事業 (定款第4条第2号)	・ 地域づくりに寄与する福祉や環境保全等のために、地域住民が主体となった活動 ・ 地域づくりに寄与する人材育成のための学習会の開催や先進地派遣研修 ・ 地域づくりに対する住民への普及啓発、地域活性化を目的とするイベントやフォーラム等の開催、あるいは文化・スポーツを通じた地域づくり事業 ・ 地域の振興に資する地域間交流、国際交流を促進する目的で、訪問先における人的交流活動を行う事業。ただし、助成対象は交通に係る経費のみとする。 ・ 地域住民等の自主的な地域づくり活動に資すると認められる簡易な施設整備及び備品整備事業 ・ 地域の資源を活用して、地域の課題等を地域住民が主体となって解決する事業で、今後ビジネスモデルになると認められる事業 ・ その他地域住民等の自主的な地域づくり活動又は事業で特に必要と認められるもの
3 地域の再生・振興・協調を図るために必要なその他の事業 (定款第4条第8号)	・ 自治体、公共団体等が地域振興のために行う各種の調査・研究事業 ・ 地域のイメージ向上のために行う広域パブリシティ事業 ・ 地域の振興に資する簡易な施設整備及び備品整備事業 ・ 地域の再生・振興に資する事業で、今後ビジネスモデルになると認められる事業 ・ その他地域の再生・振興に資する事業又は活動で特に必要と認められるもの

	・若年層が主体となり地域振興のために行う新商品の開発等、調査・研究・実証実験等、広報活動等、簡易な施設整備及び備品整備、福祉や環境保全等の活動、イベントやフォーラム等の開催、文化・スポーツを通じた地域づくり活動、今後ビジネスモデルになると認められる活動等の事業（若年層支援事業）
--	---

別表２－１ 助成対象者（全体）ごとの助成枠

助成対象者	助成枠
広域行政機構	総額 4 百万円以内
市町	総額 1 千 2 百万円以内
民間団体等 （当地域に所在地を置く団体）	地域振興事業の予算の範囲内
民間団体等 （当地域に所在地のない団体）	総額 8 百万円以内
若年層支援事業の助成対象者	総額 5 百万円以内

別表２－２ 助成対象者（一団体）ごとの助成件数及び助成限度額

助成対象者	助成件数	助成限度額
広域行政機構	1 件	事業に要する費用の 3 分の 2 以内で、4 百万円以内
市町	1 件	事業に要する費用の一部で、4 百万円以内
民間団体等 （当地域に所在地を置く団体）	1 件	事業に要する費用の一部で、4 百万円以内
民間団体等 （当地域に所在地のない団体）	1 件	事業に要する費用の 3 分の 2 以内で、4 百万円以内
若年層支援事業の助成対象者	1 件 ^{注）}	5 0 万円以内

※但し、特に助成件数枠を超えて実施する必要があると認められた事業については、予備費の流用を含め、予算の範囲内で対応することができる。

注釈）若年層支援事業の助成件数については、同一学校であっても学科やグループなどの単位を 1 件とする。